

○青山総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めたいと存じます。

今回は、加藤委員、大滝委員が御欠席でございます。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから第137回個人情報保護委員会を開会いたします。

今回の議題は1つです。

議題1「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し（個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案について）」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

当委員会では個人情報保護法の改正法附則第12条の規定を踏まえ、昨年1月より関係団体や有識者からのヒアリング等を行い、個人情報保護法の施行状況について、幅広い観点から実態の把握や論点の整理等を実施する形で、いわゆる3年ごと見直しについて具体的な検討を進めてまいりました。

昨年12月13日にはその検討の結論として「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」を取りまとめたところですが、本日御審議いただく「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」は、当該制度改正大綱で取り上げた論点のうち、法律による対応が必要な事項について、当該制度改正大綱の公表後に実施した意見募集において頂いた御意見も踏まえながら法案としたものでございます。

本日は本法律案の要綱を用いて御説明申し上げます。

第一に、他の情報と照合しない限り、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したものを「仮名加工情報」と定義し、その加工方法を定めるとともに、その取扱いについての規定を整備することとしております。

第二に、個人データの漏えい等の事態が生じたときの個人情報保護委員会への報告等についての規定を整備することとしております。

第三に、一定の場合にあらかじめ本人の同意を得ないで当該本人が識別される個人データを第三者に提供することができる旨の規律について、当該規律の対象となる個人データから不正の手段により取得されたもの等を除くこととする等、個人データの第三者提供についての規定を整備することとしております。

第四に、本人が個人情報取扱事業者に対し請求することができる保有個人データの開示の方法についての規定を整備することとしております。

第五に、保有個人データの取扱いにより本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合等における当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止の請求についての規定を整備することとしております。

第六に、業務の範囲を限定して行うことができる認定個人情報保護団体の認定についての規定を整備することとしております。

第七に、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報等を、外国において取り扱う場合について、この法律を適用することとしております。

第八に、個人情報保護委員会による命令等に違反した行為者及び法人に対する罰則の法定刑を、引き上げることとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うとともに、個人データの漏えい等の事態が生じたときの個人情報保護委員会への報告等についての規定を整備すること等に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律について、所要の改正を行います。

以上がこの法律案の概要です。

本法律案について本日御了承いただきましたら、今通常国会に提出するため手続を行ってまいりたいと考えております。

なお、法律案の規定ぶりは、今後、内閣法制局における審査や与党審査等の過程で変更が生じ得ることを申し添えます。また、閣議に付される最終の法律案については、改めて文書決裁を行うことを併せて申し添えます。このため、本日の資料については非公表とした上で、本法律案が国会に提出された後に、最終の法律案等を当委員会のホームページに掲載したいと考えております。

説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

今般の個人情報保護法の3年ごと見直しに関しては、昨年1月の第86回委員会以降、1年以上をかけて審議してまいりましたが、法が求める視点に基づいて、改正法の施行状況について検討を行い、適切な法案ができたのではないかと思います。

これまで個人情報保護法相談ダイヤルやタウンミーティングに寄せられた声も含め、委員会に御出席いただいた方々や、多くの関係者の皆様の御協力を得て、法案の国会提出の段階にまで至ったことについて、感謝申し上げます。

本法律案について、国会提出に向けた諸手続を進めることとしてよろしいでしょうか。

御異議もないことから、そのように取り扱うことといたします。

事務局におかれては、法律案の今国会への提出に向けて、所要の手続を進めてください。

また、先ほど事務局からの説明にありましたが、本議題についての資料については、閣議決定前の段階のものであることから、公表しないこととし、閣議決定後に、別途法案関係資料を公表することといたします。

今回の議題は以上でございます。

それでは、今回の会議は閉会といたします。ありがとうございました。